

第 24 号

令和 8 年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について

令和 8 年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
道路施設保全改築事業	工事費の 10 分の 1.5 に相当する金額

(提案理由)

令和 8 年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 16 条第 5 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。